又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十三条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。	又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十九条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○法務省令第三十号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

○法務省令第三十一号

法務省組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
名称	位置	組織の区域
［略］		
札幌人権擁護委員連合会	札幌市	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第二項の事務以外の事務に関する札幌法務局の管轄区域
［略］		

改正前		
名称	位置	組織の区域
［同上］		
［同上］	［同上］	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第二項の事務以外の事務に関する札幌法務局の管轄区域
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令 警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百三十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。